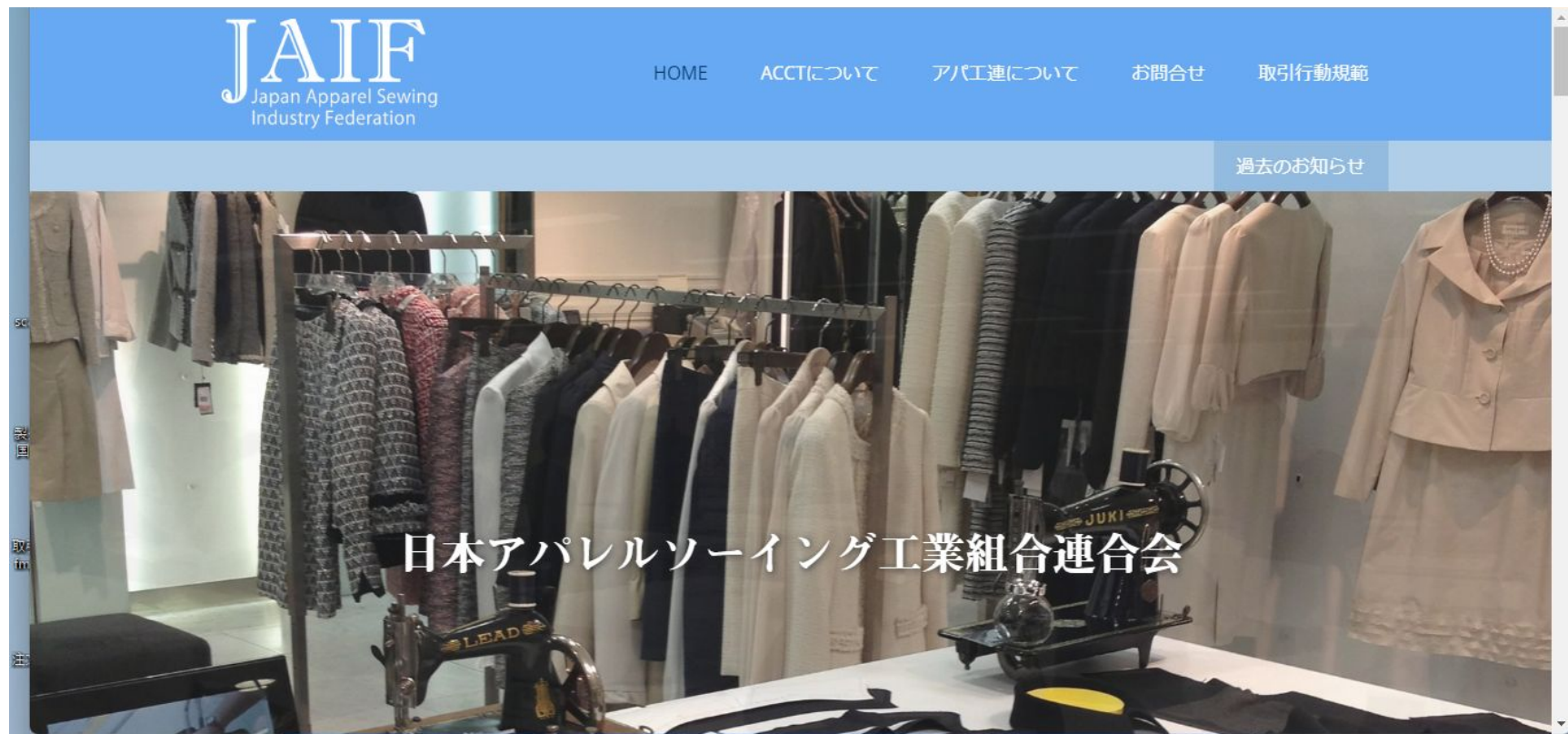


認証審査申請について

「取引行動規範 (CoC) ガイドライン」

日本アパレルソーイング工業組合連合会

ホームページトップ画面



取引行動規範 (Code of Conduct) について

取引行動規範 (Code of Conduct) について

繊維業における特定技能の受け入れに係る追加要件（案）「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」に対し第三者監査による認証事業を行うことを目指しています。

私たち日本アパレルソーイング工業組合連合会は、令和6年7月に「日本アパレルソーイング工業組合連合会-取引行動規範ガイドライン」を策定しました。

これは、国際グローバルコンパクトの定める4分野（人権・労働・環境・腐敗防止）10原則と、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針に基づいた「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」、また国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」の要求事項を尊重し、かつ日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って策定されております。

[取引行動規範CoC抜粋版へ](#)

[取引行動規範CoC全文はこちら](#)

[CoC運用マニュアル・申込](#)

ユーザー登録が必要です。



取引行動規範(Code of Conduct)ガイドライン項目

(A) 基本事項

A-1: 法令遵守

A-2: 許認可証

A-3: 顧客要求事項

(B) 社会的責任

B-1: 雇用契約の遵守

B-2: 最低就労年齢(児童労働/若年労働)

B-3: 強制労働

B-4: 労働時間及び時間外労働

B-5: 報酬/賃金

B-6: 懲罰及び差別

B-7: 結社の自由/団体交渉の権利

B-8: 苦情処理制度

B-9: 下請け先

B-10: 汚職防止

B-11: 反社会的勢力の排除

(C) 安全衛生と健康

C-1: 基本要素

C-2: 労働環境

C-3: 化学物質管理

C-4: ウェット処理(染色・整理、洗い加工)

C-5: 防火/緊急退出

C-6: 機械の保守点検

C-7: 設備の安全

C-8: 飲料水

C-9: 衛生設備

C-10: 医療機器

C-11: 労働災害

C-12: 寮/寄宿舎

(運用マニュアル・申込) ➡ (お申込みフォーム)

JAIF
Japan Apparel Sewing
Industry Federation

日本アパレルソーイング工業組合連合会
取引行動規範 (Code of Conduct)
認証審査申請

受付は1月の予定です。 Web説明会を1月に行います。受付開始は説明会の後になります。Web説明会の日時は12月下旬にこのページに記述する予定です。また、Web説明会に参加予定の方はメールアドレスの登録をお願いします。次のURLをコピーしてWeb説明会参加登録サイトへ移動してください。

<https://tinyurl.com/294nwkm6>

説明会1月予定 説明会後に受付開始

説明会参加希望者は、メールアドレスの登録をお願いいたします。

<https://tinyurl.com/294nwkm6>

登録者に、Web説明会の日時とURLを配信します。(12月下旬の予定)